

仕様書

1 業務名

京都市立芸術大学多目的広場の樹木伐採等に関する業務

2 履行期限

令和7年12月15日

3 実施場所

住所 京都市下京区屋形町2-1ほか

範囲は別紙1のとおり

4 総則

(1) 作業管理

受託者は、実施場所の樹木伐採等の適正な作業を行うため、関係法規を遵守し、自らの責任において善良な作業管理を行わなければならない。

(2) 主任技術者

ア 受託者は、作業現場における業務施工の技術上の管理をつかさどる、法令上の主任技術者を1名配置すること。

イ 受託者は、主任技術者を選任又は変更した場合には、資格を証する書面を添付して、その氏名を京都市立芸術大学（以下「大学」という。）に届け出ること。

(3) 現場代理人

ア 受託者は、本契約の履行に関し、その運営、取締を行うほか、本契約に基づく一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる、現場代理人を1名配置すること。

イ 受託者は、現場代理人を選任又は変更した場合には、資格を証する書面を添付して、大学にその氏名及び緊急連絡用の携帯電話の連絡先等を届け出ること。

ウ 現場代理人は、作業中でも緊急連絡が付くよう携帯電話を携行すること。

エ 受託者は、主任技術者に現場代理人を兼任させることができる。

オ 受託者は、主任技術者と別に現場代理人を定める場合は、次のいずれかに該当する者を現場代理人に選任すること。

- ・ 造園施工管理技士2級以上の資格を有する者
- ・ 樹木の維持管理に関する業務に直接従事した実務経験の合計が7年以上の者
- ・ 学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）の樹木の維持管理に関する業務に直接従事した経験がある者

(4) 作業時間

平日の午前8時30分～午後5時

(5) 業務の履行に関する注意事項

受託者が本業務の実施に関し、仕様書、契約書の規定及び大学の指示に従わないときは、業務の全部又は一部の中止を命ずることができる。

なお、再度の指示にも従わないときは、大学は本契約を解除し、受託者に対して損害賠償を請求することができるものとする。

中止又は契約解除のため、本業務の受託者に損害を生ずることがあっても、大学は損害を賠償しない。

(6) 作業内容等

ア 作業を実施する前に、実施場所が位置する地域の自治会役員への説明（1回）するため、現場代理人又は主任技術者は必ず出席すること。詳細については大学から別途指示する。

イ 受託者は、対象となる植物の特性や作業の目的を十分に理解し、植栽の専門家の立場からより効率的な手法等がある場合は、大学に意見を具申し、改めて指示を受けること。

ウ 作業時の清掃及び後始末は、残枝処分、不要なネットフェンスの撤去も含めて受託者の責任において行うこと。剪定枝葉、刈草、ごみ等の処分は、できる限り即日に行い、現場に仮置きが必要な場合は、大学の許可を得ること。

エ 作業で発生した枝葉、刈草等については、受託者の責任において回収し、関係法令を遵守し、受託者の負担で適切な廃棄処分を行うこと。作業範囲の空き缶・空きビン等のごみや不要フェンスについては、撤去するとともに、適切な廃棄処分を行うこと。なお、処分費は受託者負担とする。

オ 樹木の伐採を行う場合は、原則として地際から3 cm 以下で行うこと。ただし、地際から3 cm 以下で切断することが困難な箇所は、大学と十分に打合せをして行うこと。また、伐採跡からの実生木にも注意し、発見後速やかに伐採すること。

カ ネットフェンス支柱撤去に際しては、基礎ブロックの天端で切断し、切断面は平滑に仕上げること。なお、支柱切断後の補修はモルタル充填処置とし、天端面は平滑になるよう見栄えよく施工すること。

キ 除草の実施箇所について、大学と十分に打合せをして行うこと。

(7) 作業に関する注意事項

ア 作業を実施するに当たっては、周辺の鉄軌道事業者の線路及び敷地、公園及び河川等に枝葉、刈草等が侵入しないよう対策を講じること。

イ 受託者は、作業現場における事故を未然に防ぐため、自らの責任において法令等の遵守はもちろんのこと、労働安全教育の徹底を図らなければならない。

ウ 事故が発生しないよう細心の注意をもって作業を行い、必要に応じて安全管理員を配置すること。本契約に関して、第三者に及ぼした損害はすべて受託者の負担とする。

エ 受託者は、簡易な調査等を除き、作業を行う場合は複数人で行うこと。特に高所作業を行う場合は、見張り番、柵養生等十分な安全対策を施すこと。

オ 万一、事故が発生した場合は、受託者の責任において迅速、万全の対応を行うとともに、速やかに大学に事故の概要を報告し、追って原因、改善策等を報告すること。

カ 本作業に伴い車両の駐車を行う場合には、他の通行等の妨げにならないよう十分注意すること。

なお、車両の処理及び駐車等により生じた紛争については、受託者の責任において解決すること。

キ 受託者は、作業に起因する苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応し、速やかにその内容

を大学へ報告すること。

ク 作業に用いる機材は、各用途に適切かつ効果的な機材等を使用すること。

5 完了検査の実施

受託者は、作業が終了した後、完了届に写真を添付し、完了検査を受けなければならない。

大学は、写真確認及び必要に応じた現地確認によって、作業に不備がないことを確認する。

なお、現地確認を行う際は、現場代理人又は主任技術者が同行すること。

作業が不十分と認められる場合は、大学から作業のやり直しを指示する場合がある。その際の経費は受託者の負担とすること。

6 再委託等の禁止

(1) 受託者は、業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、大学の文書による承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 再委託の承諾の申請があった場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは大学は原則として承諾しない。

ア 受託者が、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して再委託しようとするとき。

イ 受託者が、再委託の内容について再委託の相手方に履行する能力があることを証明できないとき。

ウ 再委託によって、契約の履行について、不完全履行となり、内容が変更され、質が低下し、又は履行期限が遅延する等の支障が生じるおそれが高いとき。

エ 契約の相手方が、仲介業者への委託その他の契約の履行に必要な再委託をしようとするとき。

オ 競争入札において互いに競争相手であった者に再委託しようとするとき。

カ その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれが高いとき。

(3) 再委託や下請けによる業務従事が発覚した場合、大学は本契約を解除することができる。

その際発生する損害等については、全て受託者が負担するものとする。

7 支払条件

本学の完了検査後、受注者による適法な請求書に基づき、検査が完了した日が属する月の翌月末日に振込により支払う。

8 提出書類

受注者は、本学の指示に従い、次に示す書類を紙媒体又は電子ファイルにより本学に提出すること。電子ファイルによる場合は、MS-Word形式、MS-Excel形式又はPDF形式とすること。

(1) 現場代理人等通知書・変更通知書

(2) 作業（納入及び設置工程並びに体制）計画書（WBS等）

(3) 連絡体制図表

(4) 完了届及び竣工写真

・A4用紙に印刷して1部提出すること。

・写真データ（ファイル形式JPEG又はPNG）をメール又はCD-R等にて提出すること。

(5) その他、契約後本学から指示する書類

9 その他

- (1) 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、誠実に業務を履行しなければならない。
- (2) 受託者は、契約履行中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、当該業務に関わる範囲以外の場所に無断で立ち入ってはならない。
- (4) 本仕様書に記載のないことや不明なことについては、その都度、大学に対し確認を行うこと。

大学の指示に反して実施したことによって発生した損害については、受託者の責任により解決するものとする。

- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。

伐採樹木等一覧（H：高さ、C：幹回り）

名称	形状・寸法 単位 (m)	数量	単位
トウネズミ、エノキ、アカメガシワ	H 3～3.9 C 0.1 9	2 9	本
トウネズミ、エノキ、トウネズミ	H 4～5.9 C 0.2 0～0.3 9	2 1	本
トウネズミ、エノキ、センダン	H 5～6.9 C 0.1 9	4 2	本
トウネズミ、エノキ、トウカエデ	H 5～6.9 C 0.2 0～0.3 9	1 8	本
トウネズミ、エノキ、センダン	H 5～6.9 C 0.4～0.5 9	6	本
トウネズミ、エノキ、センダン	H 7～8.9 C 0.1 9	4	本
トウネズミ、エノキ、センダン	H 7～8.9 C 0.2～0.3 9	8	本
トウネズミ、エノキ、センダン	H 7～8.9 C 0.4～0.5 9	2	本
トウネズミ、エノキ、センダン	H 7～8.9 C 0.6～0.7 9	3	本
エノキ	H 9～1 0.9 C 0.4～0.5 9	5	本
センダン	H 9～1 0.9 C 0.6～0.7 9	1	本
トウカエデ、センダン	H 9～1 0.9 C 0.9～1.0 5	3	本
エノキ	H 9～1 0.9 C 3.5～3.6 5	1	本
セダン、エノキ	H 1 2～1 3.9 C 2.9～3.0 9	3	本
除草	機械刈	1,450	m ²
フェンスのつる除去		110	m
フェンス撤去 (H 2 m)		172	m
フェンス撤去 (H 1 m)		16	m
フェンス門扉撤去		4	枚

※ 樹木の種類や形状・寸法は、生育状況により業務開始時には変化している可能性があります。

※ 刈り草や落ち葉等も回収すること。